

有識者からの発表

「瀬戸内海の再生の必要性及びその方策について」

瀬戸内海環境保全知事・市長会議事務局

富岡 寛美

今後の瀬戸内海の水環境の在り方懇談会資料

【発表者：瀬戸内海環境保全知事・市長会議 富岡 寛美（兵庫県環境管理局长）】

| 項 目 | 内 容 |
|------------------------|--|
| 1. 発表テーマ | 瀬戸内海の再生の必要性及びその方策について |
| 2. 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○水質は改善したが、未だに赤潮が発生 ○藻場・干潟が減少し、生態系が劣化 ○漁獲量・漁獲生産高がピーク時の半分以下 ○海岸線の荒廃による自然環境、景観の悪化 ○沿岸域・海域でのごみの増大 ○物質循環機能の低下 |
| 3. 対応（提案） | <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合的な施策の推進 (2) 藻場・干潟等の浅場の整備及び保全による生物生息域の確保 (3) 底質の改善 (4) 海洋ごみの適正な処理ルールの確立 (5) 豊かな海の実現 (6) 環境に配慮した構造物への転換 (7) 住民参加 (8) 瀬戸内海の再生に向けた調査研究体制の整備 (9) 里海として再生するための法整備 |
| 4. 今後の瀬戸内海の方 向性について | <ul style="list-style-type: none"> ○瀬戸内海的环境保全・再生、次世代への継承 優れた自然の景勝地であり、貴重な漁業資源の宝庫である瀬戸内海的环境を保全、再生し、将来世代にも継承することが必要。 ○豊かで美しい「里海」としての再生 豊かな生物多様性と高い生物生産性を回復し、美しい瀬戸内海を取り戻すため、瀬戸内海を「里海」として再生していくことが必要。 ○幅広い関係者の参画と協働 行政や漁業者、住民、企業など幅広い関係者の参画と協働のもと、豊かで美しい「里海」として再生していくという意識と取組の輪を広げることが必要。 |

* 上記の内容で各分野における内容を説明していただき、懇談会委員と意見交換を行います。

瀬戸内海環境保全知事・市長会議 からの意見表明



平成22年11月1日
瀬戸内海環境保全知事・市長会議
(事務局:兵庫県環境管理局)

1 瀬戸内海環境保全知事・市長 会議の概要

瀬戸内海環境保全知事・市長会議

高度経済成長期に水質汚濁が進み、“瀬死の海”
と呼ばれた瀬戸内海の水質の改善をはじめとする
環境の保全を推進するため、兵庫、広島、香川の



3県の知事の提唱
により、昭和46年
7月14日に設立さ
れた団体です。

第1回総会(昭和46年7月14日)

構成自治体(13府県20市)

- 13府県: 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県
- 7政令市: 京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市
- 13中核市: 高槻市、東大阪市、姫路市、尼崎市、西宮市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、大分市

2 これまでの取り組み

知事・市長会議のこれまでの主な取り組みと成果(1)

- ・ 瀬戸内海環境保全のための特別立法を要望
- ・ 瀬戸内海の環境保全対策の推進を要望
- ①瀬戸内海環境保全臨時措置法昭和48年制定
※昭和53年から「特別措置法」
- ②特定施設の設置及び変更に関する許可制度
- ③埋立についての特別な配慮
- ④瀬戸内海環境保全基本計画の策定
- ⑤総量規制制度
 - ・COD総量規制の実施(昭和55年～)
 - ・窒素・リンの総量規制の実施(平成14年～)

知事・市長会議のこれまでの主な取り組みと成果(2)

- 環境保全のための組織整備の要望
 - ① (社)瀬戸内海環境保全協会(昭和51年)
瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚並びに調査研究、閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動その他の事業等を行うための組織
 - ② 瀬戸内海研究会議(平成4年)
瀬戸内海の環境の保全と適正な利用に係る今後のあり方について研究(基礎的研究を含む)し、必要な提言を行ったり、国、地方公共団体が行う瀬戸内海に関する調査・研究に協力する等の学術組織
- 「瀬戸内海21世紀宣言」の採択(平成13年)
- 「瀬戸内オリーブ基金」の活用による緑化事業の推進(平成13年度～)

瀬戸内海再生の取り組み

H16 新たな法整備制定を目指す取り組みを開始
瀬戸内海研究会議へ「瀬戸内海再生方策」について
調査・検討を要請(→H17 提言)

H19 瀬戸内海再生大署名運動
→ **141万人の署名**
「瀬戸内海再生方策」を策定



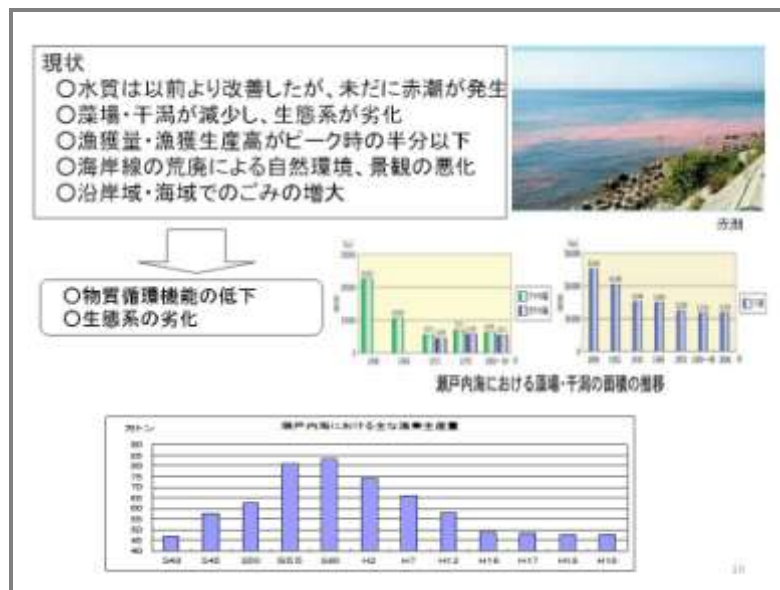
あなたの「サイン」が必要です。
瀬戸内海再生大署名運動

国に対する建議及び特別要望活動

H20 瀬戸内海再生のために必要な事業量調査や再生方策に基づいた法整備の考え方を作成

3 瀬戸内海再生の方向

豊かで美しい瀬戸内海を！



里海としての再生

里海とは・・・適切に人の手が加えられつづけることにより高いレベルの生物多様性と高い生物生産性が維持された豊かで美しい海域

瀬戸内海を将来世代への継承




豊かな生物多様性と高い生物生産性の回復

幅広い関係者の参画と協働のもと再生していくという意識と取組の輪を拡大



4 瀬戸内海再生の方策

22

瀬戸内海再生の主な方策

- (1)藻場・干潟等の浅場の整備及び保全による生物生息域の確保
- (2)底質の改善
- (3)海洋ごみの適正な処理ルール確立
- (4)豊かな海の実現
- (5)環境に配慮した構造物への転換
- (6)住民参加
- (7)瀬戸内海の再生に向けた調査研究体制の整備
- (8)里海として再生するための法整備

11

(1)藻場・干潟等の浅場の整備及び保全による生物生息域の確保

- ① 国、関係地方自治体による藻場・干潟等の創出及び再生事業実施
- ② 埋立て事業者による藻場造成等の代償措置の実施
- ③ 利用の制限等により藻場等重要な場所の保全を図る里海指定浅海域制度の導入



12

(2)底質の改善

- ① 国、関係地方自治体による海底に堆積した底泥の除去・覆砂等底質改善
- ② 法律で管理者が規定されていない海域での底質改善の処理責任者の明確化
- ③ 海砂利採取の原則禁止



底泥の浚渫

13

(3)海洋ごみの適正な処理ルール の 確立

- ① 国、関係地方自治体による漂流・漂着・堆積ごみの除去等
- ② 法律で管理者が規定されていない海域でのごみ除去の処理責任者の明確化
- ③ 土砂の積出し行為・
運搬完了の適切な把握



(4)豊かな海の実現

- ① 国、関係地方自治体による砂浜の復元、拡大を始めとする養浜等
- ② 国、関係地方自治体による漁場の保全及び改善、魚礁や増殖場の整備、水産動物の種苗の放流等
- ③ 漁業者の海域の環境保全等の責務
- ④ 国、関係地方自治体による海域への適正な栄養塩の流入等による漁場環境の保全・再生に向けた沿岸域一体となった取組

17

(5)環境に配慮した構造物への転換

- ① 緩傾斜護岸・石積み護岸等の環境配慮型構造物の設置及び既存構造物の環境配慮型への転換
- ② 埋立て及び構造物設置時の環境に与える影響の適切な評価



埋立地復元

18

(6)住民参加

- ① 国、関係地方自治体による地域住民等の参画・協働参画による里海づくり事業の実施に向けた国、関係地方自治体による推進体制の構築、情報提供、その他必要な措置の実施
- ② 国、関係地方自治体による国民が海に親しむために海岸部へ近づくことができる環境整備



清掃活動



公民協働型清掃活動

25

(7)瀬戸内海の再生に向けた調査研究体制の整備

瀬戸内海の再生に向けた調査研究については、国及び地方公共団体の試験研究機関や大学などが情報交換等の密接な連携のもとに総合的に取り組むことが必要。

- ①調査研究体制の整備
- ②瀬戸内海研究会議への支援の充実
- ③栄養塩の循環、赤潮発生機構の解明、貧酸素水塊発生機構の解明、地球温暖化の影響など調査研究の推進等

26

(8)里海として再生するための法整備

- ・現在の瀬戸内海環境保全特別措置法は、特定施設に関する規制、富栄養化による被害の発生など水質規制が中心
- ・瀬戸内海環境保全特別措置法をはじめ、多くの法律が整備されているが、農林水産省、国土交通省、環境省など複数省庁にわたって所管されている。
- ・豊かで美しい「里海」としての再生を目指し、円滑な物質循環と豊かな生態系を育むために、各種施策を総合的に実施していくことが必要

瀬戸内海を里海として再生するための施策展開の法的根拠となるような新たな法整備が必要

27

ご清聴ありがとうございました。



22